要望書

令和7年11月28日

財務大臣 片山さつき 殿

児相被害を撲滅する会 代表 一橋大学名誉教授 サイス テュー 水岡 不二雄 jcrec@hit-u.ac

# <u>こども家庭庁管轄の社会的養護に対する予算の大幅削減と、</u> 国連から人権侵害が厳しく指摘される児童相談所のリストラに関する要望書

### 拝啓

時下ますますご清祥のことと存じ上げます。このたび高市早苗首相の下で、 日本版 DOGE(租税特別措置・補助金見直し担当室)が設置されるはこびとなりましたことを、心よりお慶び申し上げます。

見直し担当室発足にあたり、貴職から見直し候補となる補助金等について広く国民からの意見を募集することが公表されました。そこでこれに応え、児童相談所問題にとりくむ非政府組織として、日本の社会的養護制度の抜本的なリストラと、児童相談所の構造的な問題の是正を強く求める見地から、以下のご提案をさせて戴きます。よろしくご検討のうえ、政策に適切に反映して頂ければ幸いです。

## 施設経営者の利権を充たし収容児童の発達権を侵害する社会的養護

日本では、かねてより虐待死が繰り返し報道され、対応策として児童相談所 の増設や社会的養護の強化が叫ばれてきました。社会的養護関係の予算は、

「社会保障」の枠組で手当されていると承知しており、社会的養護関連支出の

増額は、社会保障予算の増税ないしは本来必要な社会保障給付への圧迫をもたらすものでした。

社会的養護を担っている施設は、大部分社会福祉法人たる民間機関により経営されています。その収入の大部分は、国ならびに地方自治体からの補助金から成っており、その国費部分だけでも年間約4386億円(こども家庭庁の令和7年度概算要求額。事項要求分を含む)に及びます。このうち、入所児童数に応じ支払われる「施設措置費」という国庫負担金が大きく、これが1533億円を占め、これに地方の一般財源が加算されます。社会的養護施設を経営する社会福祉法人は、殆どこの公的資金のみに依拠して経営を維持しているのです。

入所児童の数が補助金の算定基準となっていますから、施設側にとっては児童の長期入所が経営上有利となる仕組みとなっており、これが、子どもの発達権や家庭復帰の機会を奪う結果を生んでいます。

もともと社会的養護施設は、日本の敗戦直後に、戦争孤児や外地から引揚者 児童等を収容するために、宗教団体や慈善家により設置されたものが多く、本 来は、戦争孤児等の成人に伴って廃止されるべきものでした。ところが、施設 はその後も存続し、空きベッドを埋めて公金での施設経営を維持継続するため に児童を施設に回すことを求める運動を昭和35年ごろから国に対して執拗に 展開するようになったのです。

これに対し厚生省は、児童養護施設に送る児童を戦争孤児から「児童虐待を受けた子ども」にシフトして、社会的養護施設への「被虐待児」措置を始め、それで空きベッドを埋めてそれを根拠に補助金支給を続け社会的養護の利権を維持してやるという政策を始めました。

こうして日本では、「虐待を受けた」ことを口実に親から引き剥がされた子 どもたちが家族の意思に反して次々と社会的養護施設に送られ、そこで施設の 利権維持のための長期にわたる施設措置が強行されています。

これは、子どもの立場から見ても、甚大な予算の無駄遣いです。千葉県立施設の実例によると、0~18歳まで社会的養護施設で子どもが養育された場合、それに費やされる公金は約1億円以上に及ぶと推計されています。

このように、日本の社会的養護制度は、子どもたちの健全な発達の権利を保 障するよりも、施設の存続や運営を優先する構造的な問題が根深く存在してい ます。施設入所が長期化することで、子どもが実親のいる家庭に復帰する機会が損なわれ、社会的自立への支援も十分に機能していません。これにより、子どもたちの成長や教育の機会が制限され、将来的な社会参加への道を大きく閉ざしています。施設退所者が難関上級学校に進学することは困難であり、社会的養護施設を 18 歳に退所した子どもたちは、ホームレスやフリーターに陥ることも多いのです。

しかし児相長など社会的養護業務を経験した地方公務員が施設長に天下りする慣行があり、児童相談所は社会的養護施設への児童の供給によって友好関係の維持を心がけるという癒着が存在しています。そこには、子どもの最善の利益への配慮は殆ど認められません。

#### 児童相談所の実体は社会的養護への「取児口」である

子どもたちを実親から切り離し児童相談所に送るために使われている口実が「子どもの虐待死を無くす」というものです。この口実を使って児童相談所は、軽微事案や冤罪事案であっても「躊躇なく」親に「虐待」のレッテルを貼り、児童福祉法 33 条に依拠し、「一時保護」と称して子どもたちを家族から次々と引き剥がし、児相の一時保護所へ、そして社会的養護施設に送り込んでいます。このような社会的養護利権への「取児口」の機能が、児童相談所の実体なのです。

児童相談所は、できるだけ多くの子どもたちを社会的養護に送り込むため、 「虐待」の定義を拡張するとともに事案の捏造や歪曲を繰り返しています。これにより、軽微・冤罪事案での親子の絆の破壊が全国で発生し、これに対抗する親が原告となった訴訟も数多く起こっています。

これを法的に裏付けているのが児童福祉法 33 条であり、また、親による子どもの躾に「虐待」というレッテルを貼りやすくするため、民法 822 条から「親の懲戒権」を削除する令和 2 年の民法改正でした。

これにより、将来の日本を担うべき強い子どもたちを育むため我が子を叱ろうとすると、児童相談所が「虐待」と称して強制的親子分離に及ぶ危険が高まっており、実親が子どもを躾するにあたり重大な困難が発生しています。十分な躾を受けられない子どもたちが成人して将来の日本を担えば、その国力の長

期的衰退は明白です。かつて問題になった「ゆとり教育」の比ではありません。

社会的養護への「取児口」としての児童相談所には多くの問題が孕まれていることには国連の人権関係委員会も既に気づいており、これまで数多くの勧告類が発出されてきました。例えば、児童一人当たり「保護単価」(1ヶ月約35万円)に年間保護目標数を乗じた年間一時保護予算について、平成31年に発出された国連子どもの権利委員会対日勧告28項cは、児童相談所が強い経済的インセンティブの下で子どもを家族から引き剥がしているとの疑惑を表明しました(詳しくは、添付の資料をご参照ください)。このように国際社会から既に厳しい指弾を受けている児童相談所を今後もさらに日本の公金で存続させることには、大きな疑問符が付きます。

そもそも、いくら児相予算を積み増したところで、一向に虐待死は無くなりません。「一時保護」件数と児童虐待死数との間には、何の相関関係も無いのです。つまり、この社会的養護関係ならびに児童相談所に支出される予算は、まさに利権維持のためであり、財政支出に見合った行政効率は極めて低いということができます。「児童虐待防止」キャンペーンは、敗戦直後の孤児を救済するという社会的使命をとうの昔に終えた社会的養護諸施設をなお公金で維持するため子どもを家族から引き剥がすことの隠れ蓑となっているといえます。

#### むすび――公金の無駄を削り、社会的養護を抜本的にリストラする必要

このように社会的養護は、国民から厳しい批判を浴びているこども家庭庁が 所管する事業の中でも最も無駄なものの一つであり、しかも人権侵害が著しい ところから、貴職が率いる日本版 DOGE において早急に抜本的リストラが図 られるべきものと考えます。

諸外国にあっては、児童虐待防止政策も構造改革の例外ではありません。多額の予算を費消する社会的養護を合理化して財政支出を節約し、児童相談機関の適切なガイダンスのもとで保護した子ども達を早期に家族に戻し、家計により養育させたうえで、家族の自助努力に依拠して在宅指導を続けて虐待のない育児に導く政策に転換しつつあります。

このような政策において模範とすべき国は、オランダです。同国では、長期の施設措置を行わず、1年程度で子どもを実親に戻し、在宅指導に切り替えています。日本版 DOGE の観点から、日本も、このような海外の先進事例に見習い、社会的養護の構造改革を積極的に推進して、財政支出の節減を図るべきです。

なお、しばしば報道される虐待死をもたらすような凶悪虐待事案については、児童虐待関係業務をこども家庭庁から警察に全面移管する行政改革により解決されるべき問題だと考えます。

今後貴職が、国民の立場にしっかり立った「責任ある積極財政」を目指す立場から、社会的養護のリストラと支出削減に積極的に取り組まれることを心よりご期待申し上げ、要望の結びとさせていただきます。

敬具